

## 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会（第7回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成20年3月5日（水）10：00～12：00
- 場所：総務省 1001会議室
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、櫻谷委員、田中委員、森田委員、百合野委員  
平嶋公営企業課長、満田公営企業金融公庫融資部長、  
山田地方公営企業等金融機構設立準備室長

### 【議題】

- (1) 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書骨子（案）について
- (2) 特殊な財務基盤の取り扱いについて
- (3) 国際会計基準関係資料について

### 【配布資料】

- 資料1 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書骨子（案）
- 資料2 特殊な財務基盤の取り扱いについて
- 資料3 国際会計基準関係資料

### 【概要】

#### ■事務局より資料1～3説明

#### ■委員からの主な指摘等

- （金利変動準備金の仕組と関連し）機構は長期的な収支均衡を意図していることを報告書においても明記するべきではないか。
- 金利変動準備金は、単に「借換益を積み立てて、借換損を取り崩す」という論理では、特別法上の準備金として整理することはできない可能性があるのではないか。
- 負債性引当金の要件（企業会計原則注解18）等で整理できない財務基盤について、国庫帰属の議論を行った場合の会計の論理の整理が必要。
- 金利変動準備金については、政府の援助という説明の方が良いのではないか。
- 地方自治体の立場からは、公営企業健全化基金について、「廃止時に納付団体の意見を尊重して、別途法律をもって処理方法を定める」と法令上規定されていることから、必ずしも負債に位置づけることに拘らず、トータルで経営がうまく回るような会計基準にさせていただくことが重要なのではないか。
- 金利変動準備金の残高やその発生が「公正妥当」であるかについての判断は難しいが、機構は10年後の見直しが規定されており、10年間は必要な水準であるという論理が説明できれば、「公正妥当」と認められるのではないか。
- 「一般に公正妥当な企業会計の基準」ではなく「～な会計の基準」といっ

た場合に、日本ではそのような慣行はないものの、政府補助金の取り扱いに係る国際会計基準第20号の考え方を採ることは可能なのではないか。

- 金利変動準備金の、金利変動への備えとしての側面と残余の国庫帰属という2つの性格をしっかりと説明することが重要なのではないか。
- 「金利変動準備金の残高が何らかの根拠を有しているのか」という点は監査で問われるので、財務諸表の注記などで説明をすることが必要ではないか。

以 上